

	委員名	資料	ページ等	意見等	対応	対応方針	計画素案上の位置付け		計画案への対応
							ページ等	記載内容	
1	伊村委員			千葉県も高齢化してきており、町内会や自治会が少しずつ機能しなくなるので、ハードな対策と合わせて、町内会や自治会がうまく動くような仕組みづくりを進めていくことが必要。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班】 高齢化による町内会・自治会の機能低下の中、地域における「共助」の担い手の確保が重要となることから、消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化、災害対策コーディネーターの養成・活動支援を実施します。(関連記載:本文P53(横断的分野の推進方針(13)少子高齢化対策)	【防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班】 P53 (13)少子高齢化対策 一段落目	【防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班】 ○少子高齢化の進展によって、都市や地域の機能が低下する中で、地域における「共助」を支える担い手の確保が重要となることから、消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化と防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を推進するとともに、県民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図る。	【防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班】 (修正しない) 高齢化による町内会・自治会の機能低下の中、地域における「共助」の担い手の確保が重要となることから、消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化、災害対策コーディネーターの養成・活動支援を実施します。(関連記載:本文P53(横断的分野の推進方針(13)少子高齢化対策)
2	伊村委員	計画素案	P19(関連P43,44)1-2(住宅・建築物の耐震化の促進)	二つ目の○部分「庁舎」の言葉の中に、具体的に市役所・区役所(他出張所?)に加え、消防署の建物も(参照p43)概念に入っていると見受けましたが、この部分にもう少し具体的に併記できるといいと思いました。 (理由)病院、学校に比して、庁舎に含まれる意味合いが広い、市役所や役場等のいわゆる庁舎が被災すると指令が出せなくなる、有珠噴火災害の時に消防組合の庁舎が機能しなく出動できないことがあった、など。	【県土整備部】	【県土整備部】 御意見のとおり、「庁舎」には、県庁舎に加えて、消防庁舎、警察庁舎などの官公署を含んでいます。 「庁舎」については、具体の用途毎に推進方針等が別途示されています。 消防庁舎については、「2-3)消防庁舎の耐震化」において推進方針及び、重要業績指標が示されています。 警察庁舎については、「2-3)警察施設の耐震性の強化」において推進方針及び、重要業績指標が示されています。 その他庁舎については、「3-2)公共施設の耐震化」において推進方針が示されています。	【県土整備部】 P19 プログラムごとの推進方針 1-2	【県土整備部】 (住宅・建築物の耐震化の促進) ○住宅・建築物の耐震化を促進するため、啓発のための耐震相談会や技術者を養成する耐震講習会等を開催するとともに、市町村が行う民間建築物に対する耐震関連事業を支援する。 ○庁舎、病院、学校等の多くの公共建築物のうち、特定建築物及び災害時に応急活動の拠点となる建築物は、計画的かつ重点的に耐震化に取り組む。	【県土整備部】 (修正しない) ※対応方針に記載のとおり、消防署の耐震化は他の施策で明記されており、また、本施策の記述内容は「千葉県耐震改修促進計画」から引用しており、計画により記述内容が異なることを避けるため、本施策の記述は修正しないこととします。
3	伊村委員	計画素案	P23 2-1(上水道施設の耐震化と応急給水体制の構築)	この話題に関連して「震災用井戸水(の活用・整備)」の話題は触れなくてokか?(他の文章(場所)に記載してある。あるいは他の場所に記載する方が整理しやすいか?) (理由)これまでの災害で震災用井戸水の利活用は、上水道を補完するものとして有効であった。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班】 下線の項目を追記します。 ○雨水・再生水等の多様な水資源利用について検討を進める。 ○震災用井戸の整備促進を図る。	【防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班】 P23 2-1	【防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班】 (上水道施設の耐震化と応急給水体制の構築) ○雨水、再生水等の多様な水資源利用について検討を進める。	【防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班】 (追記する) ○雨水、再生水等の多様な水資源利用について検討を進める。 ○飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置、または防災用井戸の整備促進を図る。
4	伊村委員	計画素案	P41 8-2(防災を担う人材の育成)	「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援だけでなく、「活動拠点の整備」についても触れた方がいいのでは? (理由)県外から来るボランティアは、被災地にアクセスできるようになると鉄道や道路を使って訪れます。ボランティア受入拠点は自治体単位と必ずしも一致せず、また複数の自治体で一つの拠点を設置し共同受入などを考えていく必要があります。駅(道の駅)から便利な場所など、受入拠点をあらかじめ考えておく方が望ましいと考えます。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部防災政策課政策班】 千葉県では、大規模災害時におけるボランティアを受け入れる広域防災拠点を地域防災計画にすでに位置づけていることから修正しないこととします。	【防災危機管理部防災政策課政策班】 P41 8-2	【防災危機管理部防災政策課政策班】 (防災を担う人材の育成) 大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、市町村と連携して、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う。	【防災危機管理部防災政策課政策班】 (修正しない) 計画に位置付けているため。
5	園崎委員			建物や工作物の耐震化も大事だが、中でも特に緊急輸送道路の沿道の建物の耐震化を早急にかつ計画的に促進することが大事。	【県土整備部】	【県土整備部】 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化については「7-3)沿道建築物の耐震化の促進」において推進方針が示されています。	【県土整備部】 P39 プログラムごとの推進方針 7-3	【県土整備部】 (沿道建築物の耐震化の促進) ○地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないように緊急輸送道路の沿道の建築物の実態を把握し、所有者等への啓発に努め、耐震化を促進する。	【県土整備部】 (修正しない) ※「7-3)沿道建築物の耐震化の促進」において、緊急輸送道路の沿道の建物の耐震化について記述しています。
6	岡本委員			この計画は指針とのことだが、これを実効性あるものにするためには、個別の計画においてどのように具体化していくのが非常に重要である。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部防災政策課政策班】 国土強靱化地域計画は、国土強靱化に関しては、「総合計画」や「地域防災計画」をはじめ各種計画の指針となるべきものとされており、策定後は、その内容を指針として必要に応じて既存の各種計画の見直し等を適切に行います。	【防災危機管理部防災政策課政策班】 P7	【防災危機管理部防災政策課政策班】 (1)計画の位置づけ 本計画は、基本法第13条に基づく、国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)であり、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関して、本計画以外の県の計画等の指針となるべきものとして策定するものである。なお、本計画は、国が定める国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)と調和を図るものとする。	【防災危機管理部防災政策課政策班】 (修正しない) 計画に位置付けているため。
7	岡澤委員			千葉県では陸路が寸断したときに海からの輸送ルートが有効なのではないかと考える。	【防災危機管理部】 【県土整備部】	【防災危機管理部防災政策課政策班】 【県土整備部】 今後の参考とさせていただきます。なお、災害時の海を利用した輸送ルートに関しては、「2-1)耐震強化岸壁の整備」、「5-4)港湾BCPの見直し・改善」、「6-4)輸送ルートの確保」においてそれぞれ推進方針等が示されています。	【防災危機管理部防災政策課政策班】 【県土整備部】 P24 プログラムごとの推進方針 2-1 P32 プログラムごとの推進方針 5-4 P37 プログラムごとの推進方針 6-4 P65 プログラムごとの脆弱性評価 2-1 P75 プログラムごとの脆弱性評価 5-4 P80 プログラムごとの脆弱性評価 6-4	【防災危機管理部防災政策課政策班】 【県土整備部】 (耐震強化岸壁の整備) ○災害の発生により各都市を結ぶ輸送路に重大な被害が生じた場合、多くの背後人口を抱える県内において、救援物資や救援物資や救援救護要員の輸送を可能とする緊急輸送の施設が不足している現状であることから、耐震強化岸壁の整備を進める。 (港湾BCPの見直し・改善) ○港湾施設の多発同時被災による海上輸送機能の停止に対応するため、港湾のBCPの見直し等に取り組み、実効性の向上を図る。 (輸送ルートの確保) ●陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。 (耐震強化岸壁の整備) ○災害の発生により各都市を結ぶ輸送路に重大な被害が生じた場合、多くの背後人口を抱える県内において、救援物資や救援救護要員の輸送を可能とする緊急輸送の施設が不足している現状であることから、耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。 (港湾BCPの見直し・改善) ○港湾施設の多発同時被災による海上輸送機能の停止に対応するため、港湾のBCPの見直し等に取り組み、実効性の向上を図る必要がある。 (輸送ルートの確保) ●陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。	【防災危機管理部防災政策課政策班】 【県土整備部】 (修正しない) 計画に位置付けているため。

	委員名	資料	ページ等	意見等	対応	対応方針	計画素案上の位置付け		計画素案への対応
							ページ等	記載内容	
8	黒岩委員			金融機関は各地に支店や店舗を持っており、比較的堅牢な建物が多い。いろいろ協力できるのではないかとと思うので検討願いたい。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部防災政策課政策班】 昨年10月に愛媛県が都道府県レベルで初めて、帰宅困難者への緊急避難場所提供などを目的に金融機関と災害時の協定を締結しているため、このような事例を参考に、本県においても金融機関に連携を提案していきたいと考えております。		【防災危機管理部防災政策課政策班】 位置付けなし。	【防災危機管理部防災政策課政策班】 (修正しない) 他県の事例を参考に検討していきます。
9	小柴委員			市町村は、防災・減災に日頃から努めており、当然ながら国土強靱化についてもさらなる取組を進めている。県の計画も市町村との連携を一層図っていただきたい。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部防災政策課政策班】 県内市町村への情報提供を行い、計画を策定している経験をふまえて、個別に相談に応じていきます。		【防災危機管理部防災政策課政策班】 位置付けなし。	【防災危機管理部防災政策課政策班】 (修正しない) 県内市町村への情報提供を行い、計画を策定している経験をふまえて、個別に相談に応じていきます。
10	鈴木委員			少子高齢化が進む1次産業分野では特に人材の育成が喫緊の課題となっているため、実施主体である行政だけでなく団体等の協力も不可欠であることをふまえ、確実な計画の実施に当たり、プロジェクトリーダー、コーディネーターの育成はもちろんのこと、関係団体の人材育成も視野に入れてほしい。 ※有識者会議での発言：農林水産業の1次産業分野では就業人口が減っている一方で、範囲は農地から山林までと非常に広いことから、現場で働く人間から、プロジェクトを推進するリーダーまでの、人材育成が非常に重要である。	【農林水産部】	【農林水産部】 人材育成については、農地中間管理機構や集落営農等の農業上のあらゆる場面で施策として行っているところであり、特に中間管理機構においては、今年度から、地域一丸となった推進体制の維持・強化するため、地域のリーダーの発掘・育成を行う予定としています。 関係団体等とは、あらゆる機会を通じて連携していくことが必要と考えられますが、国土強靱化として明記するものではないと考えられます。		【農林水産部】 位置付けなし。	【農林水産部】 (修正しない) 対応方針に記載のとおりです。
11	鈴木委員	別表1		リスクシナリオごとに個別施策分野の施策群とするプログラムとして捉えるマトリクスの説明がありました。しかし、農林水産分野もそうですが、多くのリスクシナリオに重複して関係する場合があります。それを再掲で表現されています。そこで、参考資料として「別表1 プログラムごとの主な施策」の主な施策(全施策数175中)の部分を施策分野ごとに記号で表現(該当する、しないが分かる程度)していただければ、施策の実施は縦割りの世界のため、各分野からみたリスクシナリオが見え理解が深まると思います。【要望】	【防災危機管理部】	【防災危機管理部防災政策課政策班】 御指摘のとおり、参考資料として「別表1 プログラムごとの主な施策」の主な施策(全施策数175中)の部分を施策分野ごとに記号で表現します。		【防災危機管理部防災政策課政策班】 位置付けなし。	【防災危機管理部防災政策課政策班】 (修正しない) 参考資料として「別表1 プログラムごとの主な施策」の主な施策(全施策数175中)の部分を施策分野ごとに記号で表現して対応します。
12	鈴木委員	計画素案	P20 1-3	海岸防災林の整備で、砂丘についてはすでに整備が終了している表現となっておりますが、事業量を考えたとき進捗率をフォローアップする必要はないのでしょうか。	【農林水産部】	【農林水産部】 植栽による森林の造成について、沿岸部から計画的に行っておりです。	【農林水産部】 P20 プログラムごとの推進方針 1-3	【農林水産部】 (海岸防災林の整備) 千葉東沿岸海岸保全基本計画に基づき、津波高さを考慮して整備している砂丘について、適切な維持管理を行い、所要の機能を確保していく。また、砂丘背後の県有保安林については、津波に対する被害軽減効果も考慮してクロマツ等の植栽を進める。	【農林水産部】 (修正しない) P49「施策分野ごとの推進方針」(8)における重要業績指標にて「海岸県有保安林の整備面積」を指標として計上済です。
13	鈴木委員	計画素案	P22 1-5	地すべり・砂防・・・のハード整備及び長寿命化計画を推進するとの記載ですが、P49の重要業績指標で構造改善局、林野庁所管の地区まで長寿命化計画を策定する考えなのか。	【農林水産部】	【農林水産部】 農村振興局所管の地すべり防止区域はP54の重要業績指標で、「土砂災害のリスクを軽減する面積」で計上済。 林野庁所管の治山工事及び地すべり防止工事についてもハード整備を実施していきます。また、インフラ長寿命化計画の対象施設となっています。	【農林水産部】 P22 プログラムごとの推進方針 1-5 P50 施策分野ごとの推進方針 (8)【重要業績指標】 P77 プログラムごとの脆弱性評価 5-6【重要業績指標】	【農林水産部】 (激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策) 大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえるため、地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備及び長寿命化計画を推進する。… 「土砂災害のリスクを軽減する面積」	【農林水産部】 (修正しない) 計画に位置付けているため。 (修正しない) 農村振興局所管の地すべり防止区域は、当該重要業績指標で計上済のため。
14	鈴木委員	計画素案	P24 2-2 (代替輸送路等の確保)	山間地等での避難路・輸送路は市町村道以外にも農道や林道なども重要な要素となりますが、その道路網を整備し周知することが重要となります。そのため、P49農林水産の重要業績指標ではそこを判別できる指標の頭出しが重要となると思います。	【農林水産部】	【農林水産部】 農道の管理者は原則的に市町村であることから、道路網の計画及び整備については基本的に市町村で行うこととなるため、県で重要業績指標を設定することは適当ではないと考えています。 また、林道については、開設工事は少なく、既存施設の維持管理の重要性が高まっていることから、施設の老朽化対策率を指標としているところです。		【農林水産部】 位置付けなし。	【農林水産部】 (修正しない) 農道の管理者は原則的に市町村であることから、道路網の計画及び整備については基本的に市町村で行うこととなり、県で重要業績指標を設定することは適当ではないため。
15	鈴木委員	計画素案	P33 5-6	災害時の食糧供給ルートは通常の市場経由(中央市場)ではなく直接県内の被災地に供給できる体制の確立が不可欠だと思います。そのため、産地と市場との非常時での連絡・供給がスムーズに行くネットワークの確立をよろしくお願ひします。	【農林水産部】	【農林水産部】 県は地方卸売市場を管轄しており、第10次千葉県卸売市場整備計画(案)においても「災害時等の緊急事態に対する対応機能の強化」を重視しているところです。 また、定期的な業務検査等において、卸売業者に対し正確な出荷者名簿の作成等を指導する等、卸売市場と産地との適正な情報連絡網の構築等を促進しています。	【農林水産部】 P34 プログラムごとの推進方針 5-6 P49 施策分野ごとの推進方針 (8) P76 プログラムごとの脆弱性評価 5-6	【農林水産部】 (卸売市場施設整備の推進) 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、市場機能の維持等の観点から、物流インフラの災害対応力の強化の一環として、県内卸売市場の耐震整備等を推進する。 各卸売市場のBCPの策定等を推進するとともに、災害時における市場間連携協定の締結等による災害時対応に係る複数市場間における連携・ネットワーク構築を促進する。 (8)農林水産 円滑な食糧供給を維持するため、県内卸売市場の耐震化や災害時における市場間連携協定の締結等により、物流インフラの災害対応力の強化を図る。 (卸売市場施設整備の推進) 県内卸売市場は、県民生活に必要な不可欠な生鮮食品等の基幹的な流通ルートであるが、耐震整備が遅れている状況にあり、今後災害が発生した場合、産地から消費者へ生鮮食品等の供給が困難になることが懸念される。BCPの策定及び災害時における市場間連携協定の締結は一部にとどまっております。災害時も食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。	【農林水産部】 (追記する) 「…を促進する。同時に、災害時における集荷力の維持のため、卸売市場と産地との適正な情報連絡網の構築等、平時から発生時を見据えた取組を行う。」 (追記する) 「…県内卸売市場の耐震化や災害時における市場間連携協定の締結、産地との適正な情報連絡網の構築等により、…」 (修正しない) ※理由：産地との適正な情報連絡網の構築等については、従来より定期的な業務検査等において、卸売業者に対し正確な出荷者名簿の作成等を指導しており、県内卸売業者等も各自で整備を実施しているため、追記しないことにします。

	委員名	資料	ページ等	意見等	対応	対応方針	計画素案上の位置付け		計画素案への対応
							ページ等	記載内容	
16	鈴木委員	計画素案	P37 6-4	6-4) (農林道の迂回路等としての活用・保全)と(輸送・・・促進)の農林道等の情報の共有についてはあえて独立した項目立てよりも一体化できる表現の検討をお願いします。	【農林水産部】 農林では、項目を一体化することについて問題はありませんが、県土整備部とも調整が必要ですが、指摘どおり一体化は可能だと思われます。	【農林水産部】 P37 プログラムごとの推進方針 6-4 P48 施策分野ごとの推進方針 (7) P80 プログラムごとの脆弱性評価 6-4	【農林水産部】 (農林道の迂回路等としての活用・保全) 被災により集落を孤立させる可能性のある林道の保全を優先的に進める。 (輸送ルートの確保及び道路管理者間の情報共有等の促進) ● 陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。 ● 迂回路として活用できる農林道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有を図る。 (農林道の迂回路等としての活用・保全) 林道が被災することにより、山間部の小規模集落が孤立する可能性があるため、計画的に整備する必要がある。 (輸送ルートの確保及び道路管理者間の情報共有等の促進) ● 陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。 ● 迂回路として活用できる農林道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有を図る。	【農林水産部】 (修正する) (農林道の迂回路等としての活用・保全及び情報共有等の促進) 「迂回路として活用できる農林道等について、被災により集落を孤立させる可能性のある林道の保全を優先的に進めるとともに、幅員、通行可能荷重等の情報共有を図る。」 (削除する) (輸送ルートの確保及び道路管理者間の情報共有等の促進) 「迂回路として活用できる農林道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有を図る。」 (修正する) (農林道の迂回路等としての活用・保全及び情報共有等の促進) 「迂回路として活用できる農林道等について、被災により集落を孤立させる可能性のある林道の保全を優先的に進めるとともに、幅員、通行可能荷重等の情報共有を図る必要がある。」 (削除する) (輸送ルートの確保及び道路管理者間の情報共有等の促進) 「迂回路として活用できる農林道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有を図る必要がある。」	
17	鈴木委員	計画素案	P40 7-6	主体は森林を中心に記載されていますが、全国的に農地の放棄地化が進み、本県でも中山間地域の谷津田の頂部付近では営農がなされず多面的機能が発揮されていない状況です。農地への記載を追加されたいかがですか。	【農林水産部】 生産条件が不利な地域における農業生産活動等の継続的な実施を支援する旨を追記します。	【農林水産部】 P40 プログラムごとの推進方針 7-6 P83 プログラムごとの脆弱性評価 7-6	【農林水産部】 (農地等の適切な保全管理) 農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する支援を行う。 (農地等の適切な保全管理) 農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する支援を行う。	【農林水産部】 (修正する) (農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対するや中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施への支援を行う。) (修正する) (農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対するや中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施への支援を行う必要がある。)	
18	高橋委員			赤十字では、千葉県内に6～7名からなる救護班を14チーム常備していて、全国的にも約6800人、498の医療従事者チームがあり、何かあれば応援体制ができる。ただし、DMATや医師会のJMATなどの機関や、救出のための警察、消防との連携が非常に重要である。	【防災危機管理部防災政策課政策班】 千葉県では、地域防災計画のなかで、医療救護活動を受け入れる広域防災拠点を決めていることから関係機関と連携し取り組んでまいります。 【健康福祉部】 災害時に設置される災害医療本部には、日本赤十字社千葉県支部及び県医師会が構成員となっており、災害医療コーディネーターのもと各関係機関と連携をとり、効率的な活動を行うこととしています。	【防災危機管理部防災政策課政策班】 P26 2-3 【健康福祉部】 P27 2-6 P68 2-6 P88 (3)	【防災危機管理部防災政策課政策班】 (受援体制の整備) ○ 県外からの警察・消防・自衛隊等の救援部隊を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援するため応援受入計画を策定し、訓練等を踏まえ体制を強化していく。 【健康福祉部】 (医師会等との連携強化) ○ 広域かつ大規模な災害の場合、医療機関等において、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会との訓練等を通じて、医療救護体制の強化を図る。 (医師会等との連携強化) ○ 広域かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が、応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会の災害時協定など連携の強化を推進する必要がある。 3) 保健医療・福祉 ○ 広域かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が、応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会との災害時協定など連携の強化を推進する必要がある。	【防災危機管理部防災政策課政策班】 (修正しない) 計画に位置付けているため。 【健康福祉部】 (修正しない) 計画に位置付けているため。 (千葉県災害医療救護計画において想定されている医療チームには、DMAT(災害派遣医療チーム)のほか、日本赤十字社の日赤救護班や日本医師会災害医療チーム(JMAT)も含まれているため。)	

	委員名	資料	ページ等	意見等	対応	対応方針	計画案上の位置付け		計画案への対応
							ページ等	記載内容	
19	土田委員	計画案	無電柱化の推進について (P18,30,36,4 6,48,57,58)	無電柱化については国土交通省の方針にもあるとおり、防災道路を中心に非常時の緊急輸送路確保のために計画的に進める必要がありますが、(素案)の中で複数箇所にて点状に在しているため、これらを統一的な方向性の下で、ある程度の項目数にまとめた表現が好ましいと思います。(1) 別添の「地震に強い電気設備のために」(電気設備防災対策検討会報告資料 資源エネルギー庁編)にも説明されるように、過去の大規模災害(兵庫県南部地震)の経験から、地中線と架空線(電柱・電線関係)の被害状況の比較では、架空線の被害率が高いものの、その「折損被害原因は建物損壊によるものが80%で、地震動によるものは僅少」であることも考慮していただきたいと思います。 また、供給支障が発生した場合の復旧時間の長さの観点では、設備被害状況によるため一概には言えませんが、過去の震災経験において電力が概ね1週間程度で復旧したのに対して、地中埋設設備であるガス・上下水道の復旧には1ヶ月以上要していることもあり、その得失を踏まえて無電柱化は電力の供給継続のための一方案であるとの認識に立った計画としていただきたいと思います。(2) これらの内容や現実的に無電柱化を進めるためには電線管理者のみでなく自治体の費用負担も多くなることを踏まえ、緊急輸送道路等の道路閉鎖防止を考慮しつつ、道路管理者、地元関係者、電線管理者の関係者間で協議し、無電柱化すべきと合意した路線を対象として計画を進めるべきであると考えます。 また、重要業績指標については、この計画をベースに達成率を指標とすることを「素案」に対する代替案として提案します。 指標の例「無電柱化計画路線延長達成率:〇〇年度 〇〇%」(3) また、前述のとおり、過去の経験における電柱の折損被害は、地震動による直接的な被害は僅少であったことから、誤解を招かない次の表現への見直しをお願いします。 (素案) :大規模災害時に被害を受けやすい電柱については、 見直し案 :大規模災害時に建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、(4) ※ 地中設備の場合には、被害箇所の特定に時間を要すうえ、その復旧方法の立案においても既設の埋設状況を確認する必要がある。復旧工事に関しても、大規模な土木工事が必要な場合が多い他、ケーブル敷設などの作業効率性を鑑みても、時間を要することは明らかである。	【県土整備部】 ①関係性が高い項目に絞ります。 ②無電柱化は主に道路閉塞防止を目的としています。 ③事業実施においては、御意見のとおり地元や電線管理者と協議し無電柱化をすべきと合意した路線について計画・事業化していきますが、国土強靱化地域計画における重要業績指標は、進行管理の都合上、無電柱化の延長とします。 ④意見踏まえ修正します。 「大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、…」	【県土整備部】 P18 プログラムごとの推進方針 1-1 P30 プログラムごとの推進方針 4-1 P36 プログラムごとの推進方針 6-4 P46 施策分野ごとの推進方針 (5) P57 プログラムごとの脆弱性評価 1-1 P72 プログラムごとの脆弱性評価 4-1 P80 プログラムごとの脆弱性評価 6-4	【県土整備部】 ○ 大規模災害時に被害を受けやすい電柱については、… ● 電力等の長期供給停止を発生させないように、…防災性の向上を進める。 ● 大規模災害時に被害を受けやすい電柱については、… ○ 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・高潮対策等の… ○ 大規模災害時に被害を受けやすい電柱については、… ● 電力等の長期供給停止を発生させないように…防災性の向上を進める必要がある。 ○ 大規模災害時に被害を受けやすい電柱については、…	【県土整備部】 (修正する) 「大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、…」 (削除する) ※無電柱化は主に道路閉塞防止を目的としています。関係性が高い項目に絞るため、削除します。 (修正する) 「大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、…」 (修正する) 「大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、…」 (削除する) ※無電柱化は主に道路閉塞防止を目的としています。関係性が高い項目に絞るため、削除します。	
20	土田委員	計画案	P30 4-1 (道路等の防災対策) P46 (5)	(素案)の記述「電力等の長期供給停止を発生させないように(中略)無電柱化を推進し」については、供給支障が発生した際、架空線に比べ地中線の復旧時間が非常に長いことと矛盾をはらむ内容となっています。電力等の長期供給停止を発生させないためには、復旧工事を阻害する交通遮断等を回避するための沿道建物の耐震化、道路の耐震性能の強化や山間部の孤立集落に対しては生活道路周辺の樹木倒壊や土砂崩落の防止が重要であることも有効な手段であることを記述していただきたいと思います。(1) (素案) :電力等の長期供給停止を発生させないように(中略)無電柱化を推進し、(後略) 見直し案 :電力等の長期供給停止を発生させないように、復旧工事を阻害する交通遮断等を回避するための沿道建物の耐震化や道路の耐震性能の強化および山間部道路周辺の樹木倒壊・土砂崩落防止を推進し、防災性の向上を進める。(2)	【県土整備部】 ①無電柱化は電力の長期供給停止を目的としていないため、施策から削除します。 ②復旧工事の阻害防止を目的とした施策でないため、見直し案とはせず、削除で対応します。	【県土整備部】 P30 プログラムごとの推進方針 4-1 P46 施策分野ごとの推進方針 (5) P72 プログラムごとの脆弱性評価 4-1	【県土整備部】 (道路の防災対策) ● 電力等の長期供給停止を発生させないように、大規模災害時に被害を受けやすい電柱については無電柱化を推進し、防災性の向上を進める。 ○ 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・高潮対策等の… (道路の防災対策) ● 電力等の長期供給停止を発生させないように、大規模災害時に被害を受けやすい電柱については無電柱化を推進し、防災性の向上を進める必要がある。	【県土整備部】 (削除する) ※無電柱化は主に道路閉塞防止を目的としています。関係性が高い項目に絞るため、削除します。 また、復旧工事の阻害防止を目的とした施策でないため、見直し案とはせず、削除で対応します。	
21	土田委員	計画案	P34 6-1 (エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化) P46 (4) P77 6-1 (エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化)	(素案)の記述「災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。」については、出力が不安定な再生可能エネルギーの導入促進が、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギー供給源となることは実現性として疑問符のつく内容であることから、非常用発電機や自家発電設備の導入促進による供給源の確保を軸とした記述への見直しを提案します。 見直し案 :災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進し、発電所等被災時のエネルギー供給源の整備を進める。	【商工労働部】 以下のとおり修正します。 (修正案) 災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。	【商工労働部】 P34 プログラムごとの推進方針 6-1 P46 施策分野ごとの推進方針 (4) P77 プログラムごとの脆弱性評価 6-1	【商工労働部】 (災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援) ○ 災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。 (災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援) ○ 災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。	【商工労働部】 (修正する) ○災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。 (修正する) ○災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進する必要がある。	
22	土田委員	計画案	P26 2-4	(素案)の記述「病院における電力供給体制の確保を図る」については、具体的に誰がどの様に確保するのかを明示することが望ましいと考えます。東日本大震災では非常用発電設備を備えた大病院でも屋内配線の管理がずさんであったため、その機能を十分に活かせなかった例があったことから、例えば、非常用自家発電設備の整備補助や建物内配線の管理状況の再確認支援を行う、などを追加して記載するか、今後これらを意識した検討を進めていただければと思います。	【健康福祉部】 大規模災害に備え、災害拠点病院の自家発電装置については、医療提供体制施設整備交付金の中で補助対象となっていますが、その他の病院に対しての補助は行われておりません。 災害時における補助については、引き続き国に要望して参ります。 【病院局】 災害時においても、病院に基本的な機能を維持するため、平時から自家発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図ります。	【健康福祉部】【病院局】 P26 2-4 P67 2-4 P88 (4)	【健康福祉部】【病院局】 (病院における電力供給体制の確保) ○病院における電力供給体制の確保を図る。 (病院における電力供給体制の確保) ○病院における電力供給体制の確保を図る必要がある。 4)エネルギー ○各家庭や避難所、医療施設等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。 ○災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。	【健康福祉部】【病院局】 (追記する) (病院における電力供給体制の確保) ○災害時における県内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院では、災害時においても病院の基本的な機能を維持するため、平時から自家発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図る。 (追記する) (病院における電力供給体制の確保) ○災害時における県内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院では、災害時においても病院の基本的な機能を維持するため、平時から自家発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図る必要がある。	

	委員名	資料	ページ等	意見等	対応	対応方針	計画素案上の位置付け		計画案への対応
							ページ等	記載内容	
23	土田委員	計画素案	P29 3-2 (避難所等の電源確保)	(素案)の記述「避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図る」についても、具体的に誰がどの様に確保するのかを上記同様に、例えば市区町村単位で移動用発電機を配備する、などを追加して記載するか、今後、これらを意識した検討を進めていただければと思います。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班】 下線の一文を追記します。 ○電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、 <u>移動用発電機の整備等</u> 、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図る。	【防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班】 (避難所等の電源確保) ●電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図る。 (避難所等の電源確保) ●電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図る。	【防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班】 (追記する) ●電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、 <u>移動用発電機の整備等</u> 、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図る。 (追記する) ●電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、 <u>移動用発電機の整備等</u> 、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図る。	
24	土田委員	計画素案	P29 4-1 (防災情報の収集機能強化)	ライフラインは市民生活の要であり、大規模災害時の停電状況やライフライン設備損壊状況などは、行政とライフライン企業で共有される方が望ましい情報です。大規模災害時の情報錯綜する中での混乱を回避するために、県がそれら情報を一元集約し、市区町村やインフラ企業へ情報提供できるよう、また逆にインフラ企業の機動力で収集した情報を行政と共用するような情報伝達フローの整備も検討の余地があると考えます。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部危機管理課】 災害時における被害情報等については、地域防災計画や災害時の事務処理に関する手引きにより、情報の収集や提供・共有を行っています。また、収集した被害情報等は千葉県防災ポータルサイトでも情報提供しています。		【防災危機管理部危機管理課】 位置付けなし。	【防災危機管理部危機管理課】 (修正しない) 地域防災計画や災害時の事務処理に関する手引きにより、被害情報の収集や提供・共有を行っているため。
25	土田委員	計画素案	千葉県国土強靱化施策の展開に伴う既設ライフライン設備移設に対するお願い事項	(素案)に示される国土強靱化施策の展開に伴い、インフラ企業の設備が支障となり移設が必要となるケースが多数発生することが懸念されます。移設に際しては、協議・工事期間や代替地確保の必要性をご理解頂くとともに、移設費用をどのようにするのか検討過程で明確にいただきたいと思います。 <移設が必要となる可能性のある施策> ・土地区画整理事業、市街地再開発事業の促進(P37.44.45) ・高規格幹線道路等や地域高規格道路、県境橋梁を含む国道・県道、首都圏連絡自動車道や東京外郭環状道路の整備(P32.48) ・国道・県道・農林道等の整備や連続立体交差事業の推進(P47) ・国道・県道の橋梁の耐震化(P65) ・その他、水道、下水、ガスの耐震化等	【総合企画部】 【農林水産部】 【県土整備部】 【水道局】	【総合企画部】 水道施設の移設については、市町村等の水道事業者が実施するものです。 なお、県では、県内の水道事業者に対し、早期に水道管、水道施設の耐震化計画を策定するように要請していくとともに、耐震性の低い老朽管や基幹管路などについて、国庫補助制度等を活用し、計画的に耐震化を進めるよう助言していきます。 【農林水産部】 移設費用等の検討は、原則管理者が行うべきものであります。(農林道の管理者は市町村) また、林道については、移設が必要とする可能性は低いものと思われませんが、林道の設置目的から、立地条件が厳しく、移設にあたっては、多量の土工と法面の保護等が必要となると想定され、移設は困難であると考えられます。 【県土整備部】 事業の実施に伴う占用工作物の移設費用については、各事業に関連する法令に基づき適切に実施してまいります。 【水道局】 千葉県水道局(上水道)と一部のインフラ企業は、各々の工事の実施に伴い、相手方の施設が支障となる場合における、保安措置や費用負担等を定めた協定を締結対応しております。国土強靱化に係る施策についても、この協定の考え方を参考に対応していきたいと考えています。	【総合企画部】 P23 プログラムごとの推進方針 2-1 P35 プログラムごとの推進方針 6-2 P44 個別施策分野の推進方針 (2)住宅・都市 (都市) P64 プログラムごとの脆弱性評価 2-1 P78 プログラムごとの脆弱性評価 6-2 P88 (2)住宅・都市 (都市) 【農林水産部】 P47 個別施策分野の推進方針 (7)	【総合企画部】 「水道事業者による上水道施設の耐震化に対する国の助成制度の有効な活用などを助言・指導し、上水道施設の耐震化を推進する。」 「水道事業者による上水道施設の耐震化に対する国の助成制度の有効な活用などを助言・指導し、上水道施設の耐震化を推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制の充実を図る。」 「将来の震災に備えた上水道施設の計画的な更新・耐震化を推進・促進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動が行えるよう、給水区域内の各市との連携を強化していく。」 「上水道の基幹管路の耐震適合率は約5割(H26)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制を整備する必要があります。」 【農林水産部】 「災害時における応急対策活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、緊急輸送道路や避難路を含む国道・県道・農林道等の整備や連続立体交差事業を推進する。」 【県土整備部】 位置付けなし。 【水道局】 位置付けなし。	【総合企画部】 (修正しない) 水道施設の移設については、市町村等の水道事業者が実施するものであります。 なお、県では、県内の水道事業者に対し、早期に水道管、水道施設の耐震化計画を策定するように要請していくとともに、耐震性の低い老朽管や基幹管路などについて、国庫補助制度等を活用し、計画的に耐震化を進めるよう助言していきます。 【農林水産部】 (修正なし) 農林道については、管理者が原則的に市長村であることから、移設費用等の検討は、基本的に管理者で行うべきものであるため。 【県土整備部】 (修正しない) ※事業の実施の段階で、各事業に関連する法令に基づき適切に実施してまいります。 【水道局】 (修正しない) 国土強靱化に係る施策についても、既協定の考え方を参考に対応するため。
26	東郷委員	計画素案	P46 (4)、 P34 6-1 (災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援)	災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、エネルギー供給源の多様化を図るため、 <u>コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。</u> 理由)国の国土強靱化基本計画(p.19)において、自立・分散型エネルギーについて具体的に例示されているため。	【商工労働部】	【商工労働部】 「水素エネルギー」の記載は適当ではないと考えます。 水素発電については、国の「水素・燃料電池戦略ロードマップ」において、2030年頃の発電事業用水素発電の本格導入を目指しているものであり、県レベルでの導入促進については時期尚早であると考えられます。	【商工労働部】 (災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援) ○災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。 (災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援) ○災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、 <u>エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。</u>	【商工労働部】 (修正する) ○災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、 <u>生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。</u> (修正する) ○災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、 <u>生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。</u>	

	委員名	資料	ページ等	意見等	対応	対応方針	計画案上の位置付け		計画案への対応
							ページ等	記載内容	
27	東郷委員	計画素案	P26 2-4 (病院における電力供給体制の確保)	病院における自立・分散型エネルギー(ガスコージェネレーション)の導入等による電力供給体制の確保を図る。 理由)国の国土強靱化基本計画(p.63)において、「医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギーが長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギー(ガスコージェネレーション)の普及の推移に応じた支援策を検討する」としているため。	【健康福祉部】 No.22の対応方針に集約 【病院局】 No.22の対応方針に集約	【健康福祉部】 No.22の対応方針に集約 【病院局】	【健康福祉部】【病院局】 P26 2-4 P67 2-4 P88 (4)	【健康福祉部】【病院局】 (病院における電力供給体制の確保) ○病院における電力供給体制の確保を図る。 (病院における電力供給体制の確保) ○病院における電力供給体制の確保を図る必要がある。 4)エネルギー ○各家庭や避難所、医療施設等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。 ○災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、エネルギー供給源の多様化を図るため、済生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。	【健康福祉部】【病院局】 (追記する) (病院における電力供給体制の確保) ○災害時における県内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院では、災害時においても病院の基本的な機能を維持するため、平時から自家発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図る。 (追記する) (病院における電力供給体制の確保) ○災害時における県内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院では、災害時においても病院の基本的な機能を維持するため、平時から自家発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図る必要がある。
28	東郷委員	計画素案	P34 6-1 (ライフライン事業者等との連携強化)	大規模災害発生後の電力・ガスや石油等の早期供給体制を構築するため、県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、ライフライン事業者と臨時の規制緩和等の復旧計画について事前に協議するとともに、国、県、市町村、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的実施する。 理由)ライフラインの早期復旧のためには、規制の臨時的緩和策などの復旧計画について事前に取り決めておくことが重要と考えます。 事例)東日本大震災では、ガス導管の早期復旧のために、公道において既設のガス導管を地中に残置させたまま仮設配管する場合や新設導管を埋設する必要があった。しかし、道路管理者と個別に協議する必要があり、この協議に時間を要した例があった。さらに、緊急輸送道路等を通行するためには、警察庁から緊急通行車両確認標章の交付を受ける必要があった。復旧活動の早期開始を確保するための人員輸送に際して、事前届出を行っていない車両に対する同標章の交付に時間を要した例もあった。	【防災危機管理部】 【国土整備部】 【県警】	【防災危機管理部】 【国土整備部】 【県警】	【防災危機管理部】 P26 2-4 【県警】 P34及びP77 6-1	【防災危機管理部】 (災害時の石油類燃料の確保) ○ 災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、石油商業組合や石油連盟との協定等に基づく供給体制の整備を図る。 【国土整備部】 位置付けなし。 【県警】 (ライフライン事業者等との連携強化) ○ 大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、国、県、市町村、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的実施する。	【防災危機管理部】 (修正しない) 計画に位置付けているため。 【国土整備部】 (修正なし) ※全般的な復旧計画の中に道路管理者協議の緩和などを盛り込むことについて検討します。 【県警】 (修正しない) 緊急通行車両等の事前届出制度については、地域防災計画等に既に掲載されているため、修正の必要性はないと考えます。
29	西川委員			東日本大震災では、全国から延べ1万台のトラックが緊急輸送に駆けつけた実績がありますが、緊急輸送の際には、通行可能な道路情報の整理、燃料の確保、通信網の確保が重要である。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部】	【防災危機管理部】 P26 2-4	【防災危機管理部】 (災害時の石油類燃料の確保) ○ 災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、石油商業組合や石油連盟との協定等に基づく供給体制の整備を図る。	【防災危機管理部】 (修正しない) 計画に位置付けているため。
30	樺澤委員(座長)	計画素案		外来語やわかりにくい用語が多いので、一番最後に用語解説を入れた方がいい。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部】		【防災危機管理部】 位置付けなし。	【防災危機管理部】 (修正する) 用語解説ページを作成します。
31	星委員			会員企業の多くが東京湾臨海部の埋立地域で操業しているが、約半世紀が経過して護岸が非常に老朽化しており、修繕に莫大な費用がかかる。企業が自ら修繕すべきものではあるが、国土強靱化という計画の趣旨であることから、この計画が策定された際には、補助金などの支援をお願いしたい。	【商工労働部】	【商工労働部】		【商工労働部】 位置付けなし。	【商工労働部】 (修正しない) 計画案の修正ではなく、以下のとおり、「国の施策に対する重点提案・要望」での国への要望及び協議会を通じた国等への要望に対応します。 国においては「石油コンビナート事業再編・強靱化等推進事業」によりコンビナートの競争力強化・強靱化に取り組んでいるところであり、製油所を中心とした支援であるため、県では「国の施策に対する重点提案・要望」において、石油産業以外の産業も対象とするなど更なる支援の拡充を国に要望します。 また、本県は「全国石油コンビナート立地道府県協議会」の幹事県(副会長)であり、「公共性の高い民有護岸等の耐震補強に対する支援強化」等について、協議会を通じ国等に要望します。
32	宮脇委員	計画素案	P35 6-3	終末処理場施設について、津波の浸水想定地域等に存在する場合は、その対策及び復旧のための準備も必要と考えられる(東日本大震災の際、復旧に時間を要した。)	【県土整備部】	【県土整備部】		【県土整備部】 位置付けなし。	【県土整備部】 (修正しない) ※現在の津波浸水想定では終末処理場施設は浸水想定区域に入っていないため、現段階では具体的な対策はありません。

	委員名	資料	ページ等	意見等	対応	対応方針	計画素案上の位置付け		計画素案への対応
							ページ等	記載内容	
33	宮脇委員	計画素案	P37 7-1	大規模火災に伴う、有害ガスの発生による人的影響を回避するための検討も必要かもしれない。県民への啓発など。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部消防課】 大規模火災に伴う有害ガスについては、ひとたび発生すると人的影響を回避するのは困難であるため、既に記載のあるとおり、住宅用火災警報器等により火災そのものの発生を防止することにより、対応することとしたいと考えています。	【防災危機管理部消防課】 P38 7-1	【防災危機管理部消防課】 (防火・消火体制の整備) 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進する。	【防災危機管理部消防課】 (修正しない) 火災の発生、延焼を防止することにより、有害ガスの発生も抑制できるため。
34	宮脇委員	計画素案	P40 7-5	有害物質の多量使用・多量保管施設のデータベース等の整備(ハザードマップ的なもの)なども必要ではないでしょうか。	【防災危機管理部】 【健康福祉部】 【環境生活部】	【防災危機管理部産業保安課】 高圧ガス設備に関する情報は、県においてデータベース化し管理している。また、高圧ガスを扱う施設や地域の状況に応じ、各種の対策を講じております。 【健康福祉部】 有害物質のうち毒物及び劇物取締法で登録のある毒物劇物業者(製造業・輸入業者)及び業務上取扱者について、保管施設はデータベース化し管理しております。 なお、使用量については毒物および劇物取締法による届出義務はないためデータベース等の整備は困難ですが、施設の立入検査は数年に1回程度実施し、使用量の把握及び事故防止の指導を行っています。 【環境生活部】 水質汚濁防止法に基づく特定事業場について、年度ごとに届出一覧表(年度末時点)をホームページで開示しており、その中で有害物質の「使用の有無」を開示しています。 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質(462物質)を一定量以上取扱う等の要件を満たす事業者は、環境中への排出量等を国に届け出ることとされています(PRTR制度)。届出データは国において公表され、たとえば「PRTRデータ地図上表示システム」(環境省)により個別事業所の情報提供が行われています。	【防災危機管理部産業保安課】 P39 7-5 P83 7-5 【健康福祉部】 P39 7-5	【防災危機管理部産業保安課】 (高圧ガス設備の耐震対策) ● 東日本大震災を踏まえ耐震基準を見直した高圧ガス設備について対策を促進するとともに、首都直下地震等に対する耐震基準見直しの検討を進める。 (高圧ガス設備の耐震対策) ● 東日本大震災を踏まえ耐震基準を見直した高圧ガス設備について対策を促進するとともに、首都直下地震等に対する耐震基準見直しの検討を進める必要がある。 【健康福祉部】 ○ 毒物・劇物製造業等への立入検査等により事故防止を指導し、危険防止を図る。 【環境生活部】 位置付けなし。	【防災危機管理部産業保安課】 (修正しない) 対応方針により対策を講じているため。 【健康福祉部】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり対応しているため。 【環境生活部】 (修正しない) 「対応方針」欄に記載のとおり、水質汚濁防止法に基づき、年度ごとに届出一覧表をホームページで開示し、有害物質の「使用の有無」を開示しているため。 「対応方針」欄に記載のとおり、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づいた届出、公表が実施済みであるため。
35	宮脇委員	計画素案	P40 8-1 (災害廃棄物処理の支援体制の構築)	具体的に、「運搬・ストックヤード(仮置場)での分別など計画策定の支援」といった内容の文面または一部キーワードも加筆してほしい。上記は、計画に含まれることですが、特に留意すべき点でありますので明記したほうがよいかもしれません。 (10)環境 の部分も同様の対応があるとよいです。	【環境生活部】	【環境生活部】 p40 8-1 追記します。 p51 (10)環境 追記します。 P84 8-1 追記します。	【環境生活部】 p40 プログラムごとの推進方針 8-1 p51 施策分野ごとの推進方針 (10) p84 プログラムごとの脆弱性評価 8-1	【環境生活部】 (災害廃棄物処理の支援体制の構築) ○ 大量に発生する災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る。 ○ 計画的な廃棄物処理施設の更新、広域的な処理体制の確保、災害廃棄物を仮置き等するためのストックヤードの整備、災害時に有効な資機材等の確保等を行うことにより、地域ごとに関係者が連携した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築に向けた対策を推進する。また、災害時においても汚水の適正処理を実施する体制を構築する。 (災害廃棄物処理の支援体制の構築) ○ 大量に発生する災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る必要がある。	【環境生活部】 (追記する) ○ 大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る。 ○ 計画的な廃棄物処理施設の更新、広域的な処理体制の確保、災害廃棄物を運搬・仮置き・分別するためのストックヤードの整備、災害時に有効な資機材等の確保等を行うことにより地域ごとに関係者が連携した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築に向けた対策を推進する。また、災害時においても汚水の適正処理を実施する体制を構築する。 ○ 大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る必要がある。
36	宮脇委員	計画素案	P51 (10)	「汚水」は下水を指しているのか？浄化槽関連も含めているための表現か？(確認です)	【環境生活部】	【環境生活部】 汚水には、市町村が設置する尿処理施設における尿が含まれます。浄化槽施設についても含んでいます。	【環境生活部】 P51 施策分野ごとの推進方針 (10)	【環境生活部】 ○ 計画的な廃棄物処理施設の更新、広域的な処理体制の確保、災害廃棄物を仮置き等するためのストックヤードの整備、災害時に有効な資機材等の確保等を行うことにより、地域ごとに関係者が連携した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築に向けた対策を推進する。また、災害時においても汚水の適正処理を実施する体制を構築する。	【環境生活部】 (修正しない) 表現の確認のため。
37	宮脇委員	計画素案	P51 (10)	重要業績指標は、計画策定だけとなっています。他の分野は、〇〇の整備、××対策など少し具体的な内容が入っています。拝見しているのが未定稿とのことですので、16日には追記されているかもしれませんが、ご検討ください。 例) 自治体等の廃棄物処理施設の耐震化、ストックヤード(仮置場)計画地の整備、緊急時広域連携の協定の整備、市町村の民間事業者(廃棄物処理)との協定の整備など	【環境生活部】	【環境生活部】 「災害廃棄物処理計画の策定市町村数」以外に環境生活部所管事務に関する重要業績指標を設定することは難しいと考えます。 なお、例示については、以下の理由により指標化が難しいと考えます。 廃棄物処理施設の耐震化については、国が「廃棄物処理施設整備計画」により、市町村を支援しており、また、施設の更新・改良は個々の施設の状況を鑑み市町村が計画することから、目標年度までに改良する施設数等を指標化することは難しいと考えます。 ストックヤードの整備については、市町村が策定する災害廃棄物処理計画に含まれることから、策定市町村数と同数(以上)になります。このため、業績指標としてはふさわしくないと考えます。 緊急時に係る協定の整備については、市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際に、検討するよう支援します。一方、県の結ぶ協定で十分と考える市町村もあり、市町村数もしくは協定締結数等については指標化しにくいと考えます。	【環境生活部】 P51 施策分野ごとの推進方針 (10)	【環境生活部】 (重要業績指標) ・災害廃棄物処理計画の策定市町村数 ○〇団体(H26年) 54団体(H32年)	【環境生活部】 (修正しない) 「対応方針」欄に記載のとおり、「災害廃棄物処理計画の策定市町村数」以外に環境生活部所管事務に関する重要業績指標を設定することは難しいと考えます。
38	森永委員			公共放送であるNHKとしては、災害、天気、交通を始めとして生活情報に至るまでとにかく人々の生命財産を守るための情報を発信し続けるということを重点に掲げている。ラジオは停電しても聞けるので、防災グッズの中に入れておいていただきたい。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班】 非常用備品としてラジオの常備について、広報啓発してまいります。	【防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班】 位置付けなし。	【防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班】 (修正しない) 非常用備品としてラジオの常備について、広報啓発してまいります。	